

横浜市立中学校教育研究会 国語科部会規約

第1章 総則

第1条 本会は、横浜市立中学校教育研究会国語科部会という。

第2条 本会は、横浜市立中学校国語科担当者をもって組織する。

第3条 本会は、中学校における国語科教育の振興と会員相互の親睦をはかることを目的とする

第2章 組織

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために研究部および事業部をおく。各部は次の研究・事業を行う。

(1) 研究部

ア 領域研究 イ 課題研究

(2) 事業部

ア 研修事業部 イ 書写事業部 ウ 作文事業部

エ 編集事業部 オ 情報連携事業部

第5条 研究部および事業部の運営は、会長が委嘱する執行部会が、その任にあたる。執行部会の構成は、部長1名（研究部についてはブロック長と称する）、書記必要数（1名）、運営委員必要数とする。

第6条 研究部および事業部の改廃・新設などについては、運営委員会で審議し、総会の承認を得る。

第3章 会員

第7条 本会の会員は、年度ごとにいずれかの研究部に所属し、年会費を拠出する。年会費の金額は総会で決定する。

第4章 役員、会計監査、顧問

第8条 本会は次の役員をおく。会長1名、副会長4名、事務局4名、会計2名。

第9条 役員は次の役割を担う。

(1) 会長・・・本会を代表し、会務を統理する。

(2) 副会長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局・・・本会の運営記録の作成などの事務にあたる。

(4) 会計・・・本会の出納を担当する。

第10条 本会は、会計監査を2名おき、会計を監査する。

第11条 本会は、顧問をおくことができる。

第5章 会議

第12条 本会は、次の会議をもつ。

(1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 役員会

第13条 総会は、年度はじめに開き、次のことを行う。また、運営委員会の発議により臨時に総会を開くことができる。

(1) 研究部および事業部の活動報告ならびに決算の承認

(2) 役員および会計監査の選出

(3) 研究部および事業部の改廃・新設などについての承認

(4) 研究部および事業部の活動方針ならびに予算の審議

(5) その他の必須事項の審議

第14条 運営委員会は各区選出理事および役員、各研究部長、各事業部長をもって組織し、本会の企画運営にあたる。

第15条 運営委員会に役員候補推薦委員会をおき次年度の役員・会計監査候補を推薦する。

第16条 役員会は、会長、副会長、事務局、会計をもって組織し、国語科部会全体にかかわる運営を行う。

第6章 市研究大会

第17条 各研究部は、研究の経過や成果を市研究大会で発表する。

第7章 特別委員会

第18条 本会は、必要に応じて特別委員会をおくことができる。特別委員会の委員は会長が委嘱する。

第8章 会計

第19条 本会の会計年度は、総会の日に始まり翌年の総会前日に終わる。

第9章 規約の改正

第20条 この規約の改正は、総会の承認を得る。

付則

第1条 本会は、本市小学校教育研究会国語部会その他の国語研究団体と、必要に応じて連携を図る。

第2条 別に内規をおく。

第3条 この規約は、平成13年5月10日より実施する。

昭和55年5月8日編成実施の規約の一部改正による。

平成17年5月12日編成実施の規約一部改正による。

平成20年5月7日編成実施の規約一部改正による。